

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和２６年川崎市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号ア中「４７２人」を「４８０人」に改め、同号イ中「７，５６５人」を「７，６７５人」に改め、同条第８号中「１，４４７人」を「１，４５８人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。